

第2回 定時株主総会 招集ご通知

開催情報

日時 2024年3月28日 (木曜日)
午前10時
(受付開始時刻 午前9時)

場所 東京都千代田区神田和泉町2番地
NXグループビル
(2階NXホール)

株主総会ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議案および参考事項

議案

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
7名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
の報酬額設定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第6号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬の額
および内容の一部改定の件

証券コード：9147
2024年3月11日
(電子提供措置の開始日2024年3月1日)

株 主 各 位

東京都千代田区神田和泉町2番地
NIPPON EXPRESSホールディングス株式会社
代表取締役会長 齋 藤 充

第2回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、当社第2回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第2回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.nipponexpress-holdings.com/ja/ir/event/general-meeting/>



また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、下記の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コード（9147）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日のご出席に代えて、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、2024年3月27日（水曜日）午後6時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2024年3月28日（木曜日）午前10時（受付開始時刻 午前9時）
2 場 所	東京都千代田区神田和泉町2番地 NXグループビル（2階NXホール） (末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

- 3 目的事項**
- 報告事項**
1. 第2期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第2期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項**
- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第6号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬の額および内容の一部改定の件

4 招集にあたっての決定事項

●代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

●インターネットと郵送による議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

インターネットと郵送により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

●インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

●議決権行使書面に議案に対する賛否の表示がない場合の取扱い

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
 - ②連結計算書類の「連結持分変動計算書」「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権の行使の方法は、以下の方法がございます。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、行使いただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の株主様

株主総会
ご出席



開催日時

2024年3月28日（木曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

当日ご出席いただけない株主様

当日ご出席いただけない場合は、インターネットまたは郵送により、議決権を行使いただけます。

インターネット
による
議決権の行使



行使期限

2024年3月27日（水曜日）午後6時まで

議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は本頁を
ご覧ください

郵送による
議決権の行使



行使期限

2024年3月27日（水曜日）午後6時必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

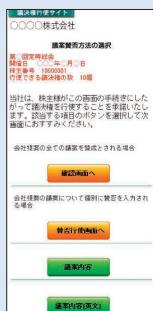
QRコードを読み取る方法

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」を入力せず、議決権行使サイトにログインいただけます。

- 1 スマートフォンで議決権行使書用紙の右下に記載のQRコードを読み取ってください。



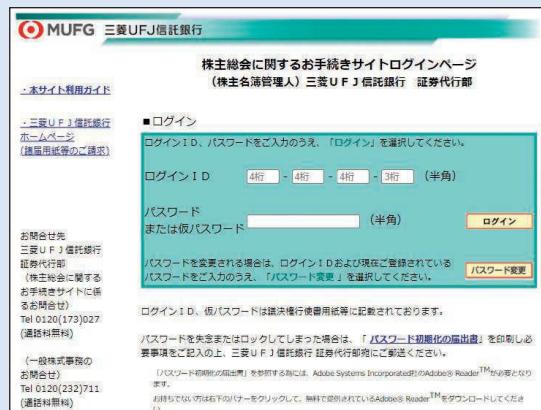
- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・パスワードを入力する方法

議決権行使サイト：<https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力し、ログインをクリックしてください。



- 3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームより議決権を行使いただけます。

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027

受付時間 9:00から21:00まで

インターネットによるライブ配信のご案内

当社の株主総会の様子をご自宅等からでもご覧いただけるよう、以下のとおり株主様向けにインターネットによるライブ配信を行います。

1. 配信日時

2024年3月28日（木曜日）午前10時～株主総会終了時刻まで

※ 当日の配信ページは、開始時間30分前の午前9時30分頃に開設予定です。

2. ご視聴方法

① 下記URL（株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」）へアクセスしてください。

視聴用
ウェブサイトURL

<https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>



② 株主様認証画面（ログイン画面）で「ログインID」と「パスワード」を入力し、利用規約をご確認のうえ「利用規約に同意する」にチェックし、「ログイン」ボタンをクリックしてください。

議案		原案に対する賛否	
第1号議案	賛	賛	否
第2号議案	ただし	賛	否
第3号議案	ただし	賛	否
第4号議案	賛	賛	否
第5号議案	賛	賛	否
第6号議案	賛	賛	否

議決権の数	100株ごとに1個となります。
議決権の種類	普通株式
議決権行使書	1. 当日株主総会にご出席の際は、左の議決権行使書 用紙をごのちぎり取り必ずご会場受付へ提出下 さい。 2. 株主総会にご出席されない場合は、以下のいずれか の方法によりお届の議決権行使書を行ってください。 ① 議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご返送 いただく方法 ② スマートフォンでログイン用QRコードを撮影し るか、ウェブサイトでログイン用QRコードを 以下のURL、パスワードにてログイン後、議決権 行使書を行ってください。 ③ 第2号議案および第3号議案の各候補のうち、部 分候補者を支持される場合は、賛否/同意/反対のラ ベルの1つに付とせられる候補者の番号（招集通 知書の参考事項欄「各候補者の番号」欄を参照し ていただきます）を2桁入力し、連番号を付して 1. 表面をよくお届ください。

ログインID
XXXX-XXXX-XXXX-XXX

仮パスワード（株主番号8桁）
XXXXXX

ID：議決権行使書の右側の下に記載されている「ログインID」

パスワード：議決権行使書の右側の下に記載されている「仮パスワード」

※ 議決権行使書を投函する前に必ずお手元に「ログインID」と「仮パスワード」をお控えください。

③ ログイン後、「当日ライブ視聴」ボタンをクリックし、当日ライブ視聴等に関するご利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」をクリックしてください。

3. ご留意事項

- インターネットによりライブ配信で株主総会をご覧いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められず、当日の質問や議決権行使はできません。事前にインターネットまたは郵送により議決権行使をお願いいたします。(事前行使の方法は、3頁から4頁をご参照ください。)
- 議決権行使サイトの仮パスワードは、任意のパスワードに変更いただけますが、「Engagement Portal」では変更後のパスワードが引き継がれません。議決権行使書右下の「仮パスワード」を継続してご利用いただきますので、ご注意ください。
- インターネット参加方法において株主総会にご参加いただけるのは株主様本人のみに限定させていただきます。代理人等によるご参加はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
- ご使用のパソコン環境やインターネットの接続環境により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。
- 本サイトの推奨環境は、以下のとおりです。なお、Internet Explorerはご利用いただけませんのでご注意ください。

	PC		モバイル		
	Windows	Macintosh	iPad	iPhone	Android
OS	Windows10以降	MacOSX 10.13 (High Sierra) 以降	iPadOS 14.0 以降	iOS 14.0 以降	Android 9.0 以降
ブラウザ *各種最新	Google Chrome、Microsoft Edge (Chromium)	Safari、Google Chrome	Safari	Safari	Google Chrome

※上記環境においても通信環境や端末により正常に動作しない場合がございます。

- やむを得ない事情により、ライブ配信が実施できなくなる可能性がございます。その場合は、当社ウェブサイトによりご案内させていただきます。

4. 株主総会へご出席される株主様へのご案内

ライブ配信用の会場の撮影につきましては、ご出席株主様のプライバシー等に配慮し、スクリーン映像および役員席付近のみとさせていただきますが、やむを得ずご出席の株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

【本サイトに関するお問い合わせ先】

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

 0120-676-808 (通話料無料)

受付時間

土日祝日等を除く平日9：00～17：00
ただし、株主総会当日は9：00～株主総会終了まで

議案および参考事項

第1号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、2037年のビジョンである「グローバル市場で存在感を持つロジスティクスカンパニー」の実現に向け、経営体制のグローバル化と継続的なコーポレート・ガバナンスの向上を図るため、意思決定の迅速化と取締役会のモニタリング機能強化を目的として、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、当社定款につきまして、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設、重要な業務執行に関する決定の取締役への権限委任に関する規定の新設、監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

また、役員体制の適正化を図るため、取締役の員数および役付取締役に関する規定の変更を行うとともに、その他、上記の変更および附則の項目削除等に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線部が変更箇所であります。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第5条～第8条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (条文省略)</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当会社の株式に関する取扱い等およびその手数料は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第5条～第8条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定</u>によって定め、これを公告する。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当会社の株式に関する取扱い等およびその手数料は、法令または本定款に定めるもののほか、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規程</u>による。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第14条 (条文省略) 第15条～第16条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第17条 (条文省略) (取締役の員数) 第18条 当社の取締役は、<u>15名以内とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の選任) 第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (条文省略) 3 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第14条 (現行どおり) 第15条～第16条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第17条 (現行どおり) (取締役の員数) 第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、<u>10名以内とする。</u> <u>2 当社の監査等委員である取締役は、6名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任) 第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり) 3 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> <u>4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、<u>取締役社長1名を選定し、また、必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>第22条 (条文省略) (取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条～第26条 (条文省略) (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 27条 (条文省略)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>または執行役員の中から社長1名を選定し、また、必要に応じ、取締役会長1名を選定することができる。</p> <p>第22条 (現行どおり) (取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条～第26条 (現行どおり) (取締役への委任)</p> <p>第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第29条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役および監査役会の設置)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第28条 当社は監査役および監査役会を置く。</p>	
<p>(監査役の員数)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第29条 当社の監査役は、5名以内とする。</p>	
<p>(監査役の選任)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p>	
<p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	
<p>(監査役の任期)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	
<p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	
<p>(常勤の監査役)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第32条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	
<p>(監査役会の招集通知)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第33条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	
<p>2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	
<p>(監査役会規程)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	
<p>(監査役会の決議の方法)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の責任免除)</u> 第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p>(新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>第5章 監査等委員会 <u>(監査等委員会の設置)</u> 第30条 当社は監査等委員会を置く。 <u>(常勤の監査等委員)</u> 第31条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。 <u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。 <u>(監査等委員会規程)</u> 第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。 <u>(監査等委員会の決議の方法)</u> 第34条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p>

現行定款	変更案
<p>第6章 会計監査人 第37条～第39条 (条文省略) (新 設)</p> <p>第7章 計算 第40条～第43条 (条文省略)</p> <p>附 則 (新 設)</p> <p>(附則等の削除) 第7条 本附則第1条および第5条および第6条は、<u>当社の成立後最初の定時株主総会の終結の時をもって削除する。</u> 2 本附則第2条第1項および第3条は、<u>当社の2023年12月末日で終了する事業年度にかかる定時株主総会の終結の時をもって削除する。</u> 3 本附則第2条第2項は、<u>本制度終了時 (ただし、当社の株主総会において本制度の変更または継続に関する議案が付議され承認された場合には、当該承認の時) をもってこれを削除する。</u> 4 第14条の2 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) および本附則第4条は、<u>施行日から9ヶ月を経過した日をもって削除する。</u></p>	<p>第6章 会計監査人 第35条～第37条 (現行どおり) (<u>会計監査人の報酬等</u>) 第38条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p>第7章 計算 第39条～第42条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>(<u>監査役の責任免除に関する経過措置</u>) 第1条 <u>当社は、第2回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2 <u>第2回定時株主総会終結前の監査役 (監査役であった者を含む。) の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条第2項の定めるところによる。</u> (削 除)</p>

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、取締役全員（6名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名（うち社外取締役3名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、つぎのとおりであります。

候補者 番号		氏名		当社における地位および担当
1	再任	さいとう 齋藤	みつる 充 (男性)	代表取締役会長 取締役会議長
2	新任	ほりきり 堀切	さとし 智 (男性)	社長執行役員 最高経営責任者
3	再任	あかいし 赤石	まもる 衛 (男性)	取締役執行役員 経営企画部担当兼経営企画部長
4	新任	あべ 阿部	さちこ 幸子 (女性)	
5	再任	しば 柴	ようじろう 洋二郎 (男性)	社外取締役 独立役員 取締役
6	再任	いとう 伊藤	ゆみこ ゆみ子 (女性)	社外取締役 独立役員 取締役
7	新任	つかはら 塚原	つきこ 月子 (女性)	社外取締役 独立役員

新任 新任取締役候補者
 再任 再任取締役候補者
社外取締役 社外取締役候補者
独立役員 独立役員候補者

候補者番号

1

さいとう

齋藤

みつる

充

1954年9月22日生

所有する
当社の株式数

19,600株

取締役在任年数
(本総会終結時)

2年2ヵ月

取締役会出席状況

19回/19回 (100%)



再任

● 略歴、当社における地位および担当

1978年4月 日本通運株式会社入社
 2009年5月 日本通運株式会社執行役員東北ブ
 ロック地域総括兼仙台支店長
 2012年5月 日本通運株式会社常務執行役員
 2012年6月 日本通運株式会社取締役常務執行
 役員

2014年5月 日本通運株式会社代表取締役副社
 長 副社長執行役員
 2017年5月 日本通運株式会社代表取締役社長
 社長執行役員
 2022年1月 当社代表取締役社長 社長執行役員
 2024年1月 当社代表取締役会長 (現任)
 (担当) 取締役会議長

● 重要な兼職の状況

—

取締役候補者
とした理由

齋藤充氏は、当社代表取締役社長として、ホールディングス制への移行、新たなグループブランドNXの導入、グループ事業の再編などを迅速かつ確実に実行してまいりました。2024年1月に当社代表取締役会長に就任しており、同氏の経営に関する豊富な経験と見識は、NXグループにおける長期ビジョン実現のために必要であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

2

ほりきり

堀切

さとし

智

1960年10月25日生

所有する
当社の株式数

7,500株



新任

● 略歴、当社における地位および担当

1983年4月 日本通運株式会社入社
 2015年5月 日本通運株式会社執行役員北関
 東・信越ブロック地域総括兼群馬
 支店長
 2017年5月 日本通運株式会社執行役員
 2017年6月 日本通運株式会社取締役執行役員
 2018年5月 日本通運株式会社取締役常務執行
 役員
 2019年4月 日本通運株式会社取締役専務執行
 役員
 2019年6月 日本通運株式会社専務執行役員

2020年4月 日本通運株式会社副社長執行役員
 2020年6月 日本通運株式会社代表取締役副社
 長 副社長執行役員
 2022年1月 当社代表取締役副社長 副社長執行
 役員
 2023年1月 当社副社長執行役員
 2023年1月 日本通運株式会社代表取締役社長
 社長執行役員
 2024年1月 当社社長執行役員 (現任)
 (担当) 最高経営責任者

● 重要な兼職の状況

—

取締役候補者
とした理由

堀切智氏は、日本通運(株)の代表取締役社長として、同社の事業構造改革、組織風土改革に取り組んでまいりました。2024年1月に当社社長執行役員に就任しており、新たに策定した経営計画を迅速かつ確実に実行し、NXグループにおける長期ビジョンを実現するためには、同氏のもつリーダーシップと経営手腕が必要であると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号	3	あか いし	まもる	所有する 当社の株式数	取締役在任年数 (本総会終結時)	取締役会出席状況
		赤石	衛			
		1968年4月6日生				



再任

● 略歴、当社における地位および担当

1993年4月 日本通運株式会社入社
2019年3月 日本通運株式会社事業開発部専任部長

2022年1月 当社執行役員
2023年3月 当社取締役執行役員（現任）
（担当）経営企画部担当兼経営企画部長

● 重要な兼職の状況

—

取締役候補者
とした理由

赤石衛氏は、M&A、新規事業開発等NXグループの事業拡大に貢献する部門での経験を積み、2022年1月に当社執行役員に就任しております。経営企画部門の担当役員として、海外M&A、新経営計画の策定などに尽力しており、NXグループにおける長期ビジョンの実現において、同氏のもつ経験と見識が必要であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号	4	あべ さちこ	所有する 当社の株式数
		阿部 幸子	2,022株
		1964年8月8日生	



新任

● 略歴、当社における地位および担当

1988年4月 日本通運株式会社入社
2014年10月 日本通運株式会社CSR部専任部長
2018年5月 日通東京流通サービス株式会社代表取締役社長

2022年1月 日本通運株式会社監査役（現任）
※阿部幸子氏は、2024年3月28日に日本通運株式会社の監査役を辞任する予定であります。

● 重要な兼職の状況

—

取締役候補者
とした理由

阿部幸子氏は、コンプライアンス部門、人事、業務部門等コーポレート部門を中心に経験を積んでおり、日通東京流通サービス(株)では、NXグループ各社のシェアードサービスを担当する社長として、グループ内の生産性向上に貢献いたしました。2022年1月には日本通運(株)監査役に就任しており、コンプライアンスの知見と企業経営経験を活かした的確かつ公正な視点をもって同社の監査にあたっております。今後グループ経営の推進にあたり、グループガバナンスの強化は重要な経営課題であり、同氏のもつ経験と見識が必要であると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号 5	しば よう じ ろう 柴 洋二郎 1950年8月7日生	所有する 当社の株式数 0株	取締役在任年数 (本総会最終時) 2年2ヵ月	取締役会出席状況 19回/19回 (100%)
----------------	--	----------------------	------------------------------	----------------------------



再任

社外取締役

独立役員

● 略歴、当社における地位および担当

1974年4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 2003年3月 株式会社みずほ銀行常務執行役員 2005年5月 株式会社オリエンタルランド常務執行役員 2009年4月 株式会社オリエンタルランド代表取締役副社長執行役員 2013年6月 株式会社アミューズ社外取締役	2015年6月 株式会社アミューズ取締役副会長 2018年3月 株式会社ブリヂストン社外取締役（現任） 2019年4月 株式会社アミューズ代表取締役社長執行役員 2021年6月 日本通運株式会社取締役 2022年1月 当社取締役（現任）
---	--

● 重要な兼職の状況

株式会社ブリヂストン社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

柴洋二郎氏は、豊富な企業経営の経験と、幅広い顧客ニーズへの対応により培われた広い視野を有しております。NXグループがグローバル市場での事業成長を加速していくにあたり、同氏が有する企業経営に関する豊富な経験と見識にもとづいた監督、助言等を期待し、引き続き社外取締役候補者としております。

候補者番号 6	い どう 伊藤 ゆみ子 1959年3月13日生	所有する 当社の株式数 0株	取締役在任年数 (本総会最終時) 1年	取締役会出席状況 14回/14回 (100%)
----------------	--------------------------------------	----------------------	---------------------------	----------------------------



再任

社外取締役

独立役員

● 略歴、当社における地位および担当

1984年4月 衆議院法制局参事 1989年4月 弁護士登録 坂和総合法律事務所入所 1991年7月 田辺総合法律事務所入所 2001年4月 ジーイー横河メディカルシステム株式会社（現GEヘルスケア・ジャパン株式会社）法務・特許室長 2004年5月 日本アイ・ビー・エム株式会社法務・知的財産スタッフ・カウンセラー 2007年3月 マイクロソフト株式会社（現日本マイクロソフト株式会社）執行役員法務・政策企画統括本部長	2013年4月 シャープ株式会社執行役員 2013年6月 シャープ株式会社取締役兼執行役員 2014年4月 シャープ株式会社取締役兼常務執行役員 2016年6月 シャープ株式会社常務執行役員 2019年4月 イトウ法律事務所開設 同代表（現任） 2019年6月 株式会社神戸製鋼所社外取締役（現任） 2019年6月 参天製薬株式会社社外監査役 2022年7月 学校法人日本大学理事（現任） 2023年3月 当社取締役（現任）
---	--

● 重要な兼職の状況

イトウ法律事務所代表、株式会社神戸製鋼所社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

伊藤ゆみ子氏は、弁護士であり、多様な背景を持つ複数企業にて法務担当役員等重要なポジションを歴任し、豊富な企業法務・ガバナンス分野の経験を有しております。NXグループがグローバルガバナンスとリスクマネジメントを強化していくにあたり、同氏のもつ高度な専門知識と豊富な企業法務経験にもとづいた監督、助言等を期待し、引き続き社外取締役候補者としております。

候補者番号

7

つか はら つき こ
塚原 月子

1972年8月31日生

所有する
当社の株式数

0株



新任

社外取締役

独立役員

● 略歴、当社における地位および担当

1995年 4月	運輸省（現国土交通省）入省	2015年 7月	Catalyst Japan Research and Consulting株式会社ヴァイスプレジデント
2001年 6月	国土交通省政策統括官付政策評価官室専門官	2018年 2月	株式会社カレイディスト設立 代表取締役（現任）
2003年 9月	ボストンコンサルティンググループ入社	2020年 4月	G20 EMPOWER 日本民間共同代表（現任）
2009年 1月	ボストンコンサルティンググループプリンシパル		

● 重要な兼職の状況

株式会社カレイディスト代表取締役

社外取締役
候補者とした
理由および
期待される役割

塚原月子氏は、女性の活躍推進をはじめとしたダイバーシティ&インクルージョン分野において高い知見、経験を有しております。現在はコンサルタント経験を活かしたアドバイザー、コンサルティング活動に加え、国内外のダイバーシティ&インクルージョン団体での中核的役割を果たしております。NXグループがサステナビリティ経営を推進していくにあたり、同氏がもつ専門知識と最先端の知見にもとづいた監督、助言等を期待し、社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、柴洋二郎氏、伊藤ゆみ子氏および塚原月子氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 社外取締役との責任限定契約について
- (1) 柴洋二郎氏および伊藤ゆみ子氏と当社は、定款に基づき、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める額となります。なお、本議案において、両氏が再任された場合、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
- (2) 本議案において、塚原月子氏が選任された場合、当社は同氏との間で、定款に基づき、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める額となります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしており、被保険者の全ての保険料を当社が負担しております。各候補者が再任または選任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。
5. 赤石衛氏および伊藤ゆみ子氏の取締役会出席回数は、2023年3月30日の就任以降に開催された取締役会のみを対象としております。

第3号議案

監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行します。つきましては、監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名			当社における地位および担当
1	新任	なかもと 中本	たかし 孝 (男性)	内部監査室長
2	新任	あおき 青木	よしお 良夫 (男性)	社外取締役 独立役員 監査役
3	新任	さぬい 讃井	のぶこ 暢子 (女性)	社外取締役 独立役員 監査役
4	新任	ますの 栂野	りゅうじ 龍二 (男性)	社外取締役 独立役員

新任 新任取締役候補者 **社外取締役** 社外取締役候補者 **独立役員** 独立役員候補者

候補者番号

1

なか もと

中本

1962年6月28日生

たかし

孝

所有する
当社の株式数

3,000株



新任

● 略歴、当社における地位および担当

1986年 4月 日本通運株式会社入社
2011年 6月 日本通運株式会社財務部専任部長
2013年 7月 米国日本通運株式会社財務部長
2017年 5月 日本通運株式会社鳥取支店長

2018年 5月 日通キャピタル株式会社代表取締役社長
2019年 4月 日本通運株式会社財務企画部長
2022年 1月 当社内部監査室長（現任）

● 重要な兼職の状況

—

監査等委員
である取締役
候補者とした
理由

中本孝氏は、財務・経理部門を中心に日本通運(株)をはじめとする国内外のグループ会社で経験を積み、その高い知見を活かし、NXグループ全体の経営基盤強化に貢献してまいりました。2022年1月には内部監査室長へ就任しており、海外を含めた監査体制の強化に尽力しております。同氏のこれらの経験と実績から、当社の経営の監査、監督を行うに適任であると判断し、監査等委員である取締役候補者としております。

候補者番号

2

あお き

青木

1950年10月23日生

よし お

良夫

所有する
当社の株式数

0株

取締役会出席状況

19回/19回 (100%)



新任

社外取締役

独立役員

● 略歴、当社における地位および担当

1974年11月 ピート・マーウィック・ミツェル会計士事務所入所
1976年11月 等松・青木監査法人入所
(現 有限責任監査法人トーマツ)
1978年 3月 公認会計士登録
1988年 7月 サンワ・等松青木監査法人社員
(現 有限責任監査法人トーマツ)
1995年 7月 監査法人トーマツ代表社員
(現 有限責任監査法人トーマツ)
2010年10月 有限責任監査法人トーマツ経営監査室長

2015年12月 公認会計士 青木良夫事務所所長（現任）
2016年 3月 新日本電工株式会社監査役（現任）
2016年 6月 ポリプラスチックス株式会社監査役
2016年 6月 日本通運株式会社監査役
2022年 1月 当社監査役（現任）
※青木良夫氏は、2024年3月28日に新日本電工株式会社の監査役を退任する予定であります。

● 重要な兼職の状況

公認会計士 青木良夫事務所所長、新日本電工株式会社社外監査役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

青木良夫氏は、公認会計士として豊富な経験と財務・会計に関する専門的な知見を有していることから、会社業務の全般にわたって経営を監視する立場に適した人物として、2022年1月に当社社外監査役に就任しております。NXグループが企業価値向上に向けたガバナンス機能を強化していくにあたり、同氏がもつ専門知識と豊富な経験にもとづいた監査、監督等を期待し、監査等委員である社外取締役候補者としております。なお、同氏はこれまで、社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

候補者番号

3

さぬい のぶこ
讚井 暢子
 1955年4月7日生

所有する
 当社の株式数
 0株

取締役会出席状況
 19回／19回（100%）



新任

社外取締役

独立役員

● 略歴、当社における地位および担当

1980年4月	日本経営者団体連盟入職	2008年5月	社団法人日本経済団体連合会常務理事
2000年7月	日本経営者団体連盟国際部長	2012年3月	一般社団法人日本経済団体連合会常務理事（一般社団法人への移行による名称変更）
2002年5月	社団法人日本経済団体連合会（統合により名称変更） 国際労働政策本部長	2014年6月	一般社団法人経団連事業サービス常務理事
2005年4月	社団法人日本経済団体連合会労働法制本部長	2021年6月	日本通運株式会社監査役
2006年6月	社団法人日本経済団体連合会国際第二本部長	2022年1月	当社監査役（現任）

● 重要な兼職の状況

—

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

讚井暢子氏は、経営者団体における労働分野の国際的ルール策定、企業の海外展開に資する政策提言の策定等の経験を有しております。国際分野および労働分野に精通し、また、団体経営の経験も有している同氏の経験および知見から、経営を監視する立場に適した人物として、2022年1月に当社社外監査役に就任しております。NXグループが企業価値向上に向けたガバナンス機能を強化していくにあたり、同氏がもつ豊富な経験と知見にもとづいた監査、監督等を期待し、監査等委員である社外取締役候補者としております。

候補者番号

4

 ますの
 栲野 龍二

1953年10月30日生

 所有する
 当社の株式数

0株



新任

社外取締役

独立役員

● 略歴、当社における地位および担当

1977年 4月	運輸省（現国土交通省）入省	2011年 9月	国土交通省海上保安庁次長
2005年 8月	国土交通省大臣官房審議官（鉄道局併任）	2013年 8月	国土交通審議官
2006年 7月	国土交通省自動車交通局次長	2014年 9月	公益財団法人日本海事センター理事長
2007年 7月	国土交通省大臣官房総括審議官	2017年 6月	公益社団法人全日本トラック協会理事長
2009年 7月	国土交通省自動車交通局長	2023年 8月	弁護士登録（東京弁護士会所属）
2010年 8月	国土交通省大臣官房運輸安全政策審議官		

● 重要な兼職の状況

-

栲野龍二氏は、弁護士であり、高い法律知識を有しております。また、運輸省（現国土交通省）において、利用運送事業を含めた自動車等輸送部門、広報部門、国際部門等で主要なポジションを歴任しており、物流業界に関しても高い知見を有しております。前職である全日本トラック協会理事長在任中は、業界代表として、自動車輸送業界が抱える課題について行政とともに解決に向けた取組みを推進し、トラック事業の健全な発展に貢献してまいりました。NXグループが企業価値向上に向けたガバナンス機能を強化していくにあたり、同氏がもつ専門知識と豊富な経験にもとづいた監査、監督等を期待し、監査等委員である社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、青木良夫氏、讃井暢子氏および栲野龍二氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 社外取締役との責任限定契約について
本議案において、青木良夫氏、讃井暢子氏および栲野龍二氏が選任された場合、当社は同氏らとの間で、定款に基づき、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める額となります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしており、被保険者の全ての保険料を当社が負担しております。各候補者が選任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。

第4号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決され、定款変更の効力が発生することを条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の、取締役の報酬等のうち金銭で支給するものの総額は、当社定款附則第2条第1項において、当社設立の日から2023年12月末日で終了する事業年度に係る定時株主総会終結の時まで年額6億6千万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と定めておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、年額10億円以内（うち社外取締役分は年額1億円以内）とさせていただきたいと存じます。

本議案については、当社の事業規模、他社水準、および取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数、事業報告に記載の役員報酬に関する「ア. 基本方針」を踏まえた内容として、委員の4名中3名を独立社外取締役とする任意の報酬・指名諮問委員会による審議、答申を経て、取締役会で決定しており、相当な内容であると判断しております。また、従来どおり、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は6名（うち社外取締役3名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」をご承認いただきますと、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、7名（うち社外取締役3名）となります。

なお、本議案は第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第5号議案

監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決され、定款変更の効力が発生することを条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を定めることとし、年額2億円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案については、監査等委員である取締役の職務と責任、員数、および他社水準等を踏まえた内容として、委員の4名中3名を独立社外取締役とする任意の報酬・指名諮問委員会による審議、答申を経て、取締役会で決定しており、相当な内容であると判断しております。

本議案に係る監査等委員である取締役は、第1号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」をご承認いただきますと、4名となります。

なお、本議案は第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案

取締役等に対する業績連動型株式報酬の額および内容の一部改定の件

当社は、2022年1月4日に日本通運株式会社（当時）より承継する形で、当社定款の附則第2条第2項により、業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入しております。本制度は、当社および当社子会社である日本通運株式会社（以下「対象子会社」という。）の役員報酬制度を一体的に管理する観点から、当社と対象子会社（両社を併せて、以下「対象会社」という。）の取締役および執行役員（ただし、社外取締役、非常勤取締役および国外居住者を除く。）を対象としております。

本議案は、当社が、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決され、定款変更の効力が発生することを条件として監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、本制度の対象者を、対象会社の取締役および執行役員（ただし、社外取締役、非常勤取締役、監査等委員である取締役および国外居住者を除く。以下「取締役等」という。）として、2024年12月末日で終了する事業年度以降についても、本制度を一部改定のうえ継続することについて、ご承認をお願いするものであります。

具体的には、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」においてご承認をお願いしております報酬限度額とは別枠で、対象会社の取締役等に対し、「2. 改定後の本制度における報酬等の額および内容等」に記載のとおり株式報酬を支給することをご提案するものです。

本制度の対象となる当社取締役の人数は、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認された場合、社外取締役を除く4名となり、当社執行役員（現時点で当社取締役を兼務しない者）の人数は9名となります。また、同じく本制度の対象となる対象子会社の取締役等（現時点で当社取締役等を兼務しない者）の人数は25名となります。

なお、本議案は第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

1. 本制度の継続および内容の一部改定を相当とする理由

本制度は、取締役等の中長期的にわたる持続的な成長、企業価値向上に対する貢献意識をさらに高めることを目的としており、本制度の継続は、相当であると考えております。

また、本議案において提案します改定内容は、事業報告に記載の役員報酬に関する「ア. 基本方針」に沿った内容として、委員の4名中3名を独立社外取締役とする任意の報酬・指名諮問委員会による審議、答申を経て、取締役会で決定しており、相当な内容であると判断しております。

2. 改定後の本制度における報酬等の額および内容等

改定後の本制度における報酬等の額および内容は次のとおりです。

(1) 本制度の概要

本制度は、信託を用いた取締役等に対する業績連動型の株式報酬制度です。

本制度において、当社は、5事業年度の評価対象期間ごとに、当社取締役等への報酬のための金銭と、対象子会社取締役等への報酬のための金銭を併せた12億円を上限とする金銭を拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託期間約5年間の信託（以下「本信託」という。）を設定いたします。本信託は、信託管理人の指図に従い、拠出された金銭を原資として、当社株式を株式市場から取得いたします（後記（2）参照）。

信託期間中、取締役等に対して、評価対象期間に属する各事業年度の業績目標の達成度等ならびに評価対象期間を通じた業績目標の達成度等に応じて増減するポイントが付与されます（後記（3）参照）。

所定の条件を満たした取締役等は、原則として、評価対象期間終了後に、保有するポイントの数に応じて、本信託から当社株式の交付および当社株式の換価金相当額の金銭の給付（以下「株式交付等」という。）を受けます（後記（4）参照）。

（2）本信託に拠出する金銭の上限額

2024年12月末日で終了する事業年度から2028年12月末日で終了する事業年度までの5事業年度を評価対象期間とする本制度については、2024年5月末日に信託期間が満了する設定済みの信託について、信託期間を5年間延長し、当該評価対象期間について、当社は、当社取締役等への報酬のための金銭と、対象子会社取締役等への報酬のための金銭を併せて12億円を上限とする金銭を、対象会社の取締役等への報酬として拠出いたします。

2028年12月末日で終了する評価対象期間終了後も、本議案でご承認いただいた範囲内で、5事業年度の新たな評価対象期間を設定して本制度を継続することができるものとし、それ以降の評価対象期間についても同様といたします。本制度の継続に際しては、新たな信託の設定に代えて、信託契約の変更および金銭の追加拠出を行うことにより、本信託を延長することができるものとし、延長された信託期間ごとに、当社は、対象会社の取締役等の報酬のための金銭を追加拠出いたします。本制度の延長に際して当社が拠出または追加拠出する金銭の上限は、信託期間ごとに、当社取締役等への報酬のための金銭と、対象子会社取締役等への報酬のための金銭を併せた、合計12億円を上限とし、延長される信託期間は、原則として、5年間といたします。

また、本信託の延長の時点で本信託内に残存する当社株式（本信託の延長の時点で取締役等に付与されたポイントに対応する株式交付等の対象となる当社株式で、株式交付等が未了であるものを除く。）は、新たな評価対象期間に対応する株式交付等の対象となる株式として用いることができ、金銭は、新たな評価対象期間に対応する株式交付等の対象となる当社株式の取得費用に用いることができるものといたします。

なお、信託期間中、本信託内の株式数が信託期間中の株式交付等に対して不足する可能性が生じた場合には、本信託金額および取得株式数の範囲内で、当社は、追加で金銭を信託し、本信託は、当社株式を追加取得できるものとします。

（3）取締役等に対する株式交付等の対象となる当社株式数の算定方法および上限

対象会社の取締役等に対する株式交付等の対象となる当社株式数は、役位、業績目標の達成度等に応じて付

与されるポイントに基づき算定されます。

まず、評価対象期間に属する各事業年度の基準日として定める日に、所定の要件を満たす取締役等に対して、役位に応じて設定される当該事業年度についての基準となる数のポイント（以下「基準ポイント」という。）が付与されます。

基準ポイントは、各事業年度における連結売上収益、連結事業利益、連結ROE（自己資本利益率）等の財務指標およびESG関連の非財務指標から成る各指標の達成度等に応じて増減し、当該事業年度におけるポイント（以下「年度ポイント」という。）が付与されます。年度ポイントは、当該事業年度を含む評価対象期間中、累積いたします。

評価対象期間終了後、当該評価対象期間中に累積した年度ポイントの総数を、評価対象期間終了時点における各指標の達成度等に応じて増減させ、当該評価対象期間における最終的なポイント総数を決定いたします（この最終的なポイント総数の確定を行う作業を、中期業績評価という。）。

業績目標の達成度等に応じて付与されるポイント数は、基準として設定される目標達成度に対応する水準を100%として、0%から150%の範囲で変動します。

ポイントは1ポイントにつき当社株式1株に対応するものとし（※）、受益者要件を充足する取締役等は、保有するポイントの数に対応する株式交付等を受けます（後記（4）参照）。

本制度における対象会社の取締役等に対して1事業年度に付与されるポイント数の上限は、当社分および対象子会社分を併せて2万8千ポイント（2万8千株相当）といたします。そのため、5年の信託期間ごとに対象会社の取締役等に付与されるポイントの総数は、当社分および対象子会社分を併せて、1事業年度に対応するポイント数の上限に評価対象期間の年数である5を乗じた数に相当する14万ポイント（14万株相当）を上限といたします。

（※）信託期間中に株式分割・株式併合がなされ、ポイントと当社株式との対応数の調整を行うことが公正であると認められる場合、分割比率・併合比率等に応じた1ポイント当たりの当社株式の対応数の調整がなされるものといたします。

（4） 取締役等に対する株式交付等の時期および内容

受益者要件を充足する取締役等は、原則として評価対象期間終了後に株式交付等を受けるものといたします。

対象となる取締役等に対する株式交付等の内容は、取締役等の保有ポイントの半数に対応する数の当社株式（単元未満株式は切り捨て）についてはこれを交付し、残りのポイントに対応する数の当社株式については、所得税等の納税に用いるため、本信託にて換価し、換価処分金相当額の金銭を給付するものといたします（換価処分金相当額は、各取締役等の属する会社にて納税手続を行い、納税後の残額を取締役等へ給付いたします。）。

なお、評価対象期間中に取締役等が退任した場合、当該取締役等が退任した時点で保有するポイントに対応する株式交付等を行います。株式交付等の内容は、評価対象期間終了後に株式交付等を行う場合と同様といたします。

また、信託期間中に取締役等が死亡した場合、当該取締役等が死亡した時点で保有していたポイントに対応

■ 株主総会参考書類

する数の当社株式を、本信託にて換価し、所定の要件に該当する当該取締役等の遺族に対して、換価処分金相当額の金銭を給付いたします。

(5) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託の経営への中立性を確保するため、信託期間中、本信託内にある当社株式の議決権は、行使されないものといたします。

(6) マルス・クローバック条項

対象となる取締役等に、法令や当社規則への違反行為など、中長期にわたる持続的な成長、企業価値向上と株主価値向上を図るという本制度の目的に照らして適当でないと認められる行為等が発生した場合には、当該取締役等に対し、本制度における当社株式等の交付等を受ける権利（ポイント）の全部または一部の没収（マルス）、交付した当社株式等相当の金銭の全部または一部の返還請求（クローバック）ができるものといたします。

(7) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

また、本制度の一部改定の内容については、2024年2月19日付で開示しました「監査等委員会設置会社への移行に伴う業績連動型株式報酬制度の改定等に関するお知らせ」も併せてご参照ください。

独立社外役員の独立性判断基準

当社は、会社法の定める社外取締役の要件に加え、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立性判断基準を策定しており、その基準に基づき社外取締役を選任しております。

社外取締役候補者を対象とし、以下の各項目のいずれにも該当しない場合に独立性があると判断しております。

1. 現在において当社または当社グループ会社の業務執行者である者、または当該就任の前10年間に於いて当社または当社グループ会社の業務執行者であった者
2. 当社株式の総議決権数の10%以上の議決権を保有する株主およびその業務執行者
3. 当社グループとの取引が当社連結売上収益の2%を超える取引先の業務執行者
4. 1事業年度において、コンサルタント、弁護士、公認会計士等として、当社から1,000万円を超える報酬を受けている者
5. 当社の会計監査人である監査法人に属する者
6. 当社および当社グループ会社から、過去3事業年度の平均で1,000万円以上の寄付を受けた団体等に所属する者

※ 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役員、その他の従業員をいう。

取締役会のスキルマトリックス（本総会において各取締役候補者が選任された場合）

氏名	当社が取締役候補者に特に期待する分野								
	企業経営		法務・ リスクマ ネジメン ト	財 務 ・ 会 計	国 際 ビジネス	E S G ・ サステナ ビリティ	人材開発・ 労務マネ ジメント	現 業 業 務 経 験	N X グル ープ内他 社業務経 験
	N X グル ープ企業 経営経 験	N X グル ープ外他 社経営 経 験							
齋藤 充	●		●	●	●	●	●	●	●
堀切 智	●		●		●	●	●	●	●
赤石 衛	●				●			●	●
阿部 幸子	●		●				●	●	●
柴 洋二郎	社外独立	●		●	●				
伊藤 ゆみ子	社外独立	●	●			●			
塚原 月子	社外独立	●				●	●		
中本 孝	●			●				●	●
青木 良夫	社外独立		●	●					
讃井 暢子	社外独立	●				●	●		
榎野 龍二	社外独立	●	●			●			

●印は、各取締役が各分野において知見や専門性を備えていることを示しています。

以 上

株主配当金に関するお知らせ

当社の第2期期末配当金につきましては、定款の規定により、2024年3月1日開催の取締役会におきまして、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1	配当金	当社普通株式1株につき 金150円
2	支払開始日（効力発生日）	2024年3月12日（火）

同封の「期末配当金領収証」により、2024年3月12日から2024年4月12日までに、最寄りのゆうちょ銀行または郵便局においてお受け取り願います。

また、口座振込をご指定の方に、「期末配当金計算書」および「配当金振込先ご確認」のご案内を同封いたしました。

なお、配当金の口座振込をご指定の方と同様に、「期末配当金領収証」により配当金をお受け取りになれる株主様宛にも「期末配当金計算書」を同封いたしております。配当金をお受け取りになった後の配当金額のご確認資料としてご利用いただけます。

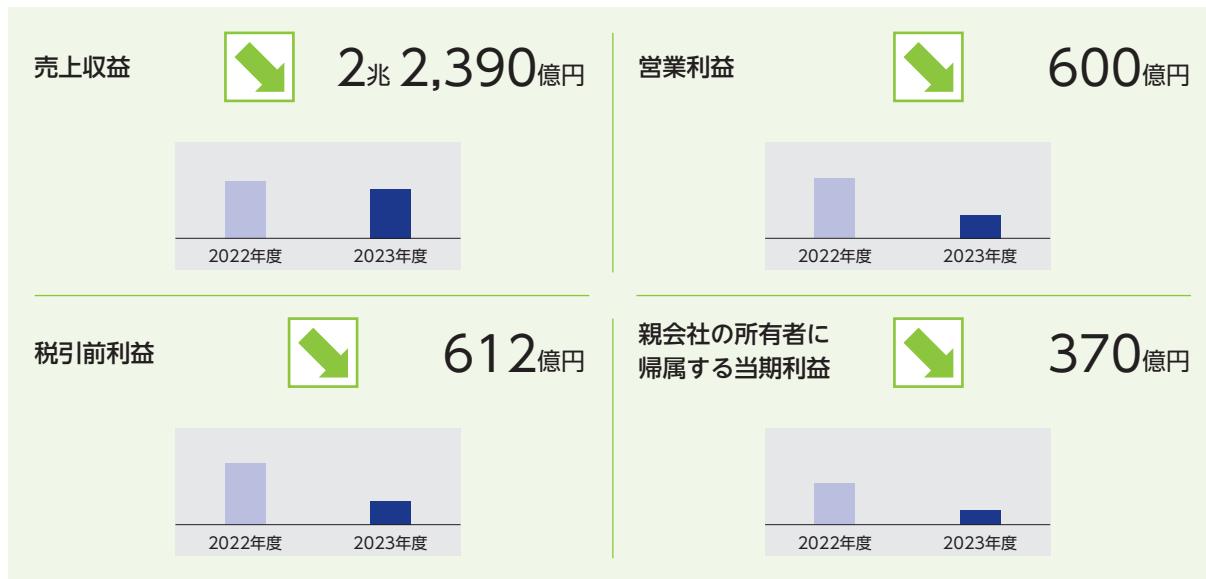
以上

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当社グループは当期より国際会計基準（IFRS）を適用しており、前期の財務数値についても、IFRSに組替えて比較分析を行っております。

■ 連結業績ハイライト



当連結会計年度の世界経済は、一部の国や地域で内需の底堅さがみられ、資源価格の高騰にも一服感がみられるなど緩やかな回復基調にあるものの、欧米を中心とした政策金利の高止まりが経済活動の下押し圧力となるなど、本格的な経済回復は道半ばの状況となりました。加えて、ロシアによるウクライナ侵攻、イスラエル・ハマス紛争、米中間の対立などの地政学リスクや経済安全保障リスクが高まっており、先行き不透明な状況下において、総じて厳しい経営環境となりました。

このような経済情勢のなか、物流業界におきましても、国際物流では、在庫調整の一巡などにより、荷動きが回復している地域や産業が一部ではみられるものの、総じて低調に推移し、コロナ禍以来続いていた航空輸送や海上輸送における需給逼迫状況も大幅に緩和され、サプライチェーンの正常化が進みました。国内物流では、訪日外国人観光客の回復などによる小売やサービス分野での改善や、車載用半導体不足の緩和による自動車生産の回復など、一部では動きがみられるものの、世界経済の減速とも連動する製造業での生産の落ち込みの影響が大きく、全体としての荷動きは力強さに欠ける状況で推移いたしました。引き続き、地政学リスクおよび経済安全保障リスクに加え、国内では物価高や円安に伴う各種調達コストの上昇、物流業界における2024年問題など、今後の動向に注視が必要な状況にあります。

NXグループは、このような経営環境のもと、2019年4月にスタートいたしました5年間の経営計画「NXグループ経営計画2023～非連続な成長“Dynamic Growth”～」の最終年度となる当連結会計年度も、大きな方向性を変えることなく、足元の経営基盤を強化しながら、最終目標に定めた各種指標の達成と、「グローバル市場で存在感を持つロジスティクスカンパニー」という長期ビジョンの実現に向け、グループ一丸となって取り組んでまいりました。

2023年度につきましては、低調な荷動きや、エネルギー、人件費をはじめとしたコスト上昇などの外部環境の影響を受け、最終年度目標に対していずれの目標も未達という結果になりました。一方、コロナ禍前の2019年度と比較すると、厳しい外部環境にあるなか、売上高、営業利益ともに上回る結果となっており、経営計画での取組みの成果が着実に現れていると捉えております。

【事業の成長戦略】

「コア事業の成長戦略」につきましては、グローバル事業本部（GBHQ:Global Business Headquarters）を中心に、営業戦略の中核に「グローバルアカウントマネジメント」を据え、グローバルな営業体制、組織の更なる強化に努めてまいりました。顧客（産業）軸アプローチでは、電機・電子、自動車、アパレル、医薬品、半導体関連の5つを重点産業として捉え、継続的に顧客へのアプローチに取り組むとともに、新たな顧客基盤を構築するため、グローバル市場においてプレゼンスを持つ非日系顧客の開拓にも取り組んでまいりました。事業軸アプローチでは、航空および海運フォワーディング事業に加えて、コントラクト・ロジスティクスの拡販を強化し、顧客サプライチェーンをカバーするソリューションビジネスの提供が可能な販売体制の構築を図ってまいりました。

「日本事業の強靱化戦略」につきましては、NXグループの核となる日本国内物流事業の収益性の更なる改善と経営基盤の強化に向け、間接部門人員の再配置を進めるとともに、先端技術の導入やロジスティクス人財の育成による倉庫オペレーションの強化、オフィス業務の自動化・簡素化による生産性の向上に取り組んでまいりました。また、CO₂削減や2024年問題に伴う輸送力不足など、今後の物流を取り巻く課題解決に有用な輸送モードである鉄道や内航船を活用したモーダルシフトの推進、自然災害時のバックアップ輸送体制の構築に取り組むなど、ネットワーク商品の強化にも努めてまいりました。

【長期ビジョン実現のための取組み】

「非連続な成長戦略」として、M&A戦略を前提に、ホールディングス体制での変革を加速し、グローバルな成長を実現できる体制や、より強固なグループ経営を行う体制の構築に取り組んでまいりました。過去最大の投資となるcargo-partner社のM&Aを通じて、今後、欧州域内の生産拠点として成長が見込まれる、中東欧地域のロジスティクス基盤を補完し、グローバルネットワークの更なる拡大に努めてまいります。

「取組みを支える機能の強化」につきましては、グローバルでの競争優位を築くためのブランディング戦略として、NXグループブランドの浸透・強化に努めてまいりました。また、世界最高峰の野球大会である「2023 World Baseball Classic TM」のグローバルスポンサーとして、グループの認知度向上を推進いたしました。

「持続的成長と企業価値向上のためのESG経営の確立」につきましては、持続的な成長とステークホルダーとの共創による企業価値向上を目指すなか、サステナビリティ経営を一層推進するため、2023年1月にサステナビリティ方針・ビジョンを策定いたしました。その取組みの一環として、カーボンニュートラル社会実現への貢献と地球環境の保全を目指し、CO₂排出量削減について新たな中長期目標を設定いたしました。今後も気候変動への取組みを進めていくとともに、積極的に取組内容の情報開示を行ってまいります。

また、長期ビジョンの実現に向け、「社員が幸せを感じる企業に変革する」ことを掲げ、日本国内では、「ダイバーシティ」「働き方の改善」「ワークスタイルイノベーション」を柱に、「意識改革」「風土改革」「働き方改革」「行動改革」の4つの改革を推進するとともに、グローバル成長を見据えた人財戦略として、多国籍人財の採用や、法務・会計など高い専門性が求められる領域での経験者採用などを進めてまいりました。

この結果、第2期連結経営成績につきましては、売上収益は2兆2,390億円、営業利益は600億円、税引前利益は612億円、親会社の所有者に帰属する当期利益は370億円となりました。

主要事業別の営業の概況は以下のとおりであります。



鉄道の分野では、鉄道輸送と船舶を利用した海上輸送を組み合わせた輸送サービスである「Sea & Rail サービス」の拡大や、主要幹線におけるバックアップ輸送スキームの構築、飲料系ロジスティクス事業会社との

■ 事業報告

協業などによる新規顧客の獲得に取り組んでまいりました。また、生産回復を受けた自動車部品の取扱いが増加しましたが、円安影響やロシアによるウクライナ侵攻の長期化などに起因する物価の上昇、雪害や大雨などの自然災害の影響などにより、前年並みとなりました。

自動車運送の分野では、電機・電子関連や自動車関連の取扱いは回復傾向で推移しましたが、鉄鋼関連や石油・化学製品の取扱数量が減少し、低調に推移いたしました。小口貨物事業では、輸送ネットワークの再構築や資本業務提携先である名鉄運輸との相互利用の拡大など、オペレーションの効率化などに取り組みましたが、半導体不足をはじめとしたサプライチェーンの混乱や、資源価格の高騰、円安による物価高の影響などにより、取扱数量が減少し、低調に推移いたしました。

倉庫の分野では、重点産業である医薬品事業において医薬品の適正流通基準法制化の遅れや業界のコスト意識の高まりなど、依然として厳しい環境下にあるものの、外資系製薬会社を中心に重点セールスを進めるとともに、新たな領域での受注拡大など、取扱数量の拡大に取り組みました。また、eコマース関連拠点の増加などにより、引き続き取扱いが伸長し、倉庫・保管庫事業全体の取扱いは、堅調に推移いたしました。

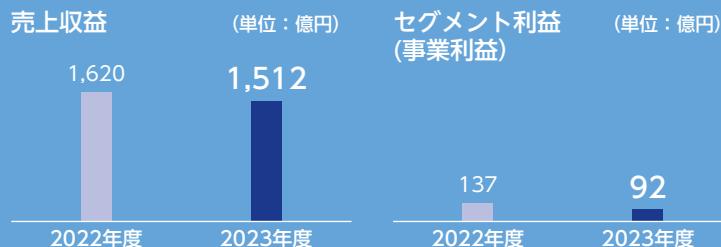
引越・移転の分野では、国内引越において、料金改定の取組みを強化するとともに、商品ラインナップの見直しを図ることで、適正な収益を確保することなどの取組みを進めてまいりましたが、外部環境の大きな変化の影響などに伴い取扱い件数が減少いたしました。また、移転業務においても、前年からの反動減によりオフィス移転関連の取扱いが減少したことなどから、引越・移転事業全体の取扱いは、低調に推移いたしました。

航空の分野では、国際航空貨物において、海上輸送の正常化などによる需要の低下や、旅客便の復便により各航空会社からのスペース供給量が増加した結果、販売単価は下落基調で推移いたしました。また、半導体関連は海上輸送へ移行する傾向が強まったことに加え、自動車関連や電機・電子関連などの主力産業にも伸びがみられず、取扱数量が減少し、低調に推移いたしました。一方、国内航空貨物では、医療用物資の緊急輸送や、医療機器関連、電機・電子関連の輸送が好調に推移しましたが、前年の海上輸送の混乱による航空需要の高まりや半導体不足を受けた緊急輸送の反動減に加え、生活関連の取扱いが減少したことにより、低調に推移いたしました。

海運の分野では、国際輸送において、中国経済をはじめとした世界経済の低迷による取扱数量の減少や輸送スペースの余剰により、運賃水準が大幅に低下し、低調に推移いたしました。また、内航海運では、主要取扱貨物である食品、飲料、日用品などの荷動きが伸長しなかったことに加え、素材系貨物においても不安定な荷動きとなり、低調に推移いたしました。

これらの結果、ロジスティクス（日本）につきましては、国内物流は、自動車生産が半導体不足の解消により前年を上回る数量で推移するなど、一部の産業で荷動きの回復がみられたものの、総じて取扱いが低調に推移いたしました。また、航空・海運事業は、取扱数量の減少や販売単価の下落による影響が大きく、ロジスティクス（日本）全体では、減収・減益となりました。

米州 (ロジスティクス)



自動車関連やアパレルなどの倉庫配送が堅調に推移したものの、主要な取扱いである航空・海運事業におけるコロナ禍後の需給バランスの正常化に伴う販売単価の下落や、日本を含むアジアからの輸入貨物の減少などが大きく影響し、低調に推移いたしました。また、継続的な料金改定に取り組んでまいりましたが、急激なインフレによる人件費や賃料の高騰などのコスト増の要素が重なり、減収・減益となりました。

欧州 (ロジスティクス)



物価上昇や景気停滞に伴う物流需要の低下により、輸送の需給バランスが悪化したため、航空事業は、電機・電子や、自動車関連を中心に取扱数量が減少し、低調に推移いたしました。海運事業においては、自動車および医療機器関連が堅調に推移し、数量は前年並みの水準となりました。全体としては、インフレによる物価上昇や人件費の上昇などによるコスト増が影響したことに加え、航空・海運ともに販売価格の下落傾向が継続し、減収・減益となりました。

東アジア（ロジスティクス）



航空・海運事業において、自動車関連や半導体関連、電機・電子関連を中心に取扱数量が減少し、低調に推移いたしました。全体としては、前年の中国国内におけるロックダウン後の出荷増の反動減や、需給バランスの正常化に伴う販売単価の下落傾向が継続したことにより、減収・減益となりました。

南アジア・オセアニア（ロジスティクス）



倉庫配送では、各国の旺盛な内需を背景とした消費財関連を中心に堅調に推移いたしました。また、重量品建設では、脱炭素政策や電力エネルギー需要の増加に伴い、再生可能エネルギー案件の営業などに取り組んでまいりましたが、航空・海運事業における自動車、電機・電子関連の反動減の影響が大きく、販売単価の下落傾向が継続したことにより、減収・減益となりました。

警備輸送



売上収益

(単位：億円)



セグメント利益
(事業利益)

(単位：億円)



金融機関の店舗統廃合や手形輸送の廃止による設定便の減少に加え、人件費の上昇やBCP対応などによるコスト増の影響もありましたが、金融機関からのアウトソーシング業務の獲得やオペレーションの効率化施策の実施による各種コスト削減の効果などにより、減収・増益となりました。

重量品建設



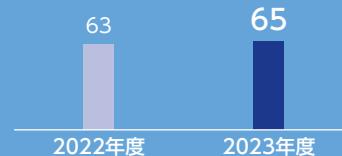
売上収益

(単位：億円)



セグメント利益
(事業利益)

(単位：億円)



脱炭素化社会の実現に向けたエネルギー転換に伴い、再生可能エネルギー関連の建設工事の需要が旺盛であったことから、陸上風力および洋上風力発電所の建設工事を中心に多くの工事を受注いたしました。また、プラント設備のメンテナンス工事や、工場や都市再開発関連の設備更新などの産業機械関連の取扱いが堅調に推移したことから、増収・増益となりました。

物流サポート



自動化・省力化機器や包装資材の販売の伸長、海外現地法人における梱包作業の伸長などにより、堅調に推移いたしました。また、ロジスティクスファイナンス事業および不動産事業の再編に取り組み、グループ経営の強化に努めてまいりましたが、石油、L P ガス部門の取扱数量の減少や販売単価の下落などにより、増収・減益となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額の総額は、729億84百万円で、車両運搬具121億22百万円をはじめ、物流構造の変革に対応した流通拠点、営業倉庫などの建物266億48百万円などが、主な内容であります。

(3) 資金調達の状況

当社グループは、借入金の返済、社債の償還資金、および投融資資金等に充当するため、銀行借入にて、2023年3月31日付で250億円、2023年12月7日付で230億円、2023年12月13日付で70億円および2023年12月19日付で200億円の調達を行い、また、2023年12月13日付でNIPPON EXPRESSホールディングス株式会社第1回無担保社債100億円（5年債）および第2回無担保社債100億円（10年債）を発行いたしました。

■ 事業報告

(4) 財産および損益の状況

日本基準

区分	第1期 (2022年度)
売上高	(百万円) 2,619,746
営業利益	(百万円) 128,716
経常利益	(百万円) 137,323
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円) 109,809
1株当たり当期純利益	1,218円89銭
総資産	(百万円) 1,730,922
純資産	(百万円) 771,274
1株当たり純資産額	8,391円95銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数を用いて算出しております。
 2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数から期末自己株式数を控除した株式数を用いて算出しております。
 3. 当社は、役員報酬BIP信託を導入しており、信託が保有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております。また、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

IFRS

区分	第1期 (2022年度)	第2期 (2023年度)
売上収益	(百万円) 2,618,659	2,239,017
営業利益	(百万円) 155,510	60,098
親会社の所有者に帰属する当期利益	(百万円) 108,318	37,050
基本的1株当たり当期利益	1,202円34銭	418円58銭
資産合計	(百万円) 2,075,197	2,107,116
資本合計	(百万円) 779,150	817,806
1株当たり親会社所有者帰属持分	8,485円15銭	9,097円87銭

- (注) 1. 当連結会計年度よりIFRSを適用して連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに第1期のIFRSに準拠した数値も併記しております。
 2. 当社は、役員報酬BIP信託を導入しており、信託が保有する当社株式を、「1株当たり親会社所有者帰属持分」の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております。また、「基本的1株当たり当期利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

(5) 対処すべき課題

今後の経済動向につきましては、世界的にインフレがピークアウトし、欧米を中心とした金融引き締め局面は転換点を迎えつつも、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化や中東情勢など地政学リスクの高まりにより、不透明な状況が続くことが予測されます。

物流業界におきましては、地政学リスクおよび経済安全保障リスクの高まりを踏まえ、安全調達の観点から既存のサプライチェーンを見直す顧客企業への対応に加え、気候変動への対応や、慢性的な人材不足、デジタル化への対応、先端技術の導入による新たな物流サービスの開発など、業界全体として社会の持続的な成長を支える新たな価値創造産業への転換が求められております。

NXグループは、このような経営環境のもと、今後5年間の経営指針となる「NXグループ経営計画2028 Dynamic Growth 2.0 “Accelerating Sustainable Growth ～持続的な成長の加速～”」を策定いたしました。前経営計画に続くセカンドステージとして、創立100周年となる2037年にありたい姿として定めた「グローバル市場で存在感を持つロジスティクスカンパニー」という長期ビジョンの実現に向けて、これからも変革に挑戦し続けてまいります。

長期ビジョンの実現に向けて、目指すべき方向に大きな変わりはありませんが、NXグループ経営計画2028では、対処すべき最重要課題として、「グローバル市場での事業成長の加速」「日本事業の再構築」「サステナビリティ経営の推進」の3つを掲げております。



● 「グローバル市場での事業成長の加速」

長期ビジョンの実現のために、これまで以上にお客様志向のもと、グローバル市場におけるコアロジスティクス事業の成長を加速させてまいります。グループ全体最適によるアカウントマネジメントを推進していくことにより、お客様のグローバル・サプライチェーンにEnd to Endソリューションを提供し、事業領域の拡大を目指します。重点産業や非日系顧客への取組みを加速させるとともに、航空および海運フォワーディングの販売拡大や倉庫を中心とした幅広いロジスティクスソリューションの提供強化にも注力してまいります。

M&Aや提携、戦略投資によるダイナミックな事業成長の実現にも引き続き取り組んでまいります。特に、過去最大のM&Aとなるcargo-partner社へのPMI早期実行により、中東欧地域でのロジスティクス基盤の補完によるグローバルネットワークの拡大など、グローバル市場における競争力の強化に取り組んでまいります。また、エリア戦略として、中長期的な視点で、更なる経済成長が見込まれるインドでの事業拡大にも挑戦してまいります。

● 「日本事業の再構築」

マザーマーケットである日本では、明確な事業ポートフォリオと役割分担のもと、各事業の強靱化による収益力の向上に取り組むとともに、低収益事業については、事業の整理や入替も視野に入れ、収益力の高い組織への変革に取り組んでまいります。

東名阪の大都市圏では、グローバル市場での事業成長の起点として、カスタマーイン・マーケットイン視点のもと、経営資源の再配置を進めてまいります。その他の地域では、将来性を踏まえ、収益性と資本効率の向上に取り組んでまいります。これらを踏まえ、日本事業の中核となる日本通運では、マーケットの特性に応じて、各エリアの役割を明確にし、経営の自由度を高めていくことを目的として、社内カンパニー制導入の検討を進めております。

また、専門ロジスティクス事業については、NXグループの事業ポートフォリオにおける存在意義を明確にし、専門性の向上と品質の強化に努めるとともに、物流サポート事業においては、ロジスティクス・トータル・ソリューションの展開によるグループ全体の競争力強化に取り組んでまいります。

● 「サステナビリティ経営の推進」

サステナビリティ経営を推進していくにあたり、企業価値の向上と社会課題の解決のために取り組むべき重要課題（マテリアリティ）を、「サステナブル・ソリューションの開発・強化」「グローバル・サプライチェーンの強靱化」「気候変動への対応強化」「イノベーションを生む人財力の向上」「人権の尊重と責任ある企業活動の実現」の5つに再特定しております。

サステナビリティは、物事を考えるうえでの、全てのベースとなる観点となります。事業を通じて、社会課題の解決に貢献することは、これまでもNXグループが果たしてきた役割であり、今後もこれまで以上に積極的に取り組んでいくことで、顧客・社会・株主・社員から選ばれる企業グループへ変革してまいります。

NXグループは、長期ビジョンである「グローバル市場で存在感を持つロジスティクスカンパニー」の実現に向けて変革を加速させ、更なる成長と、より一層の企業価値向上に努め、株主の皆様のご期待にお応えする所存でございますので、引き続き株主の皆様のご理解とあたたかいご支援をお願い申し上げます。

■ 事業報告

(6) 重要な子会社等の状況 (2023年12月31日現在)

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金または出資金	議決権比率	主要な事業内容
日本通運株式会社	70,175 百万円	100.0 %	ロジスティクス (日本) 重量品建設
NX商事株式会社	4,000 百万円	100.0 %	物流サポート
NXキャッシュ・ロジスティクス株式会社	1,000 百万円	100.0 %	警備輸送
NXキャピタル株式会社	2,000 百万円	100.0 %	物流サポート
NXキャリアロード株式会社	100 百万円	100.0 %	物流サポート
NX・N Pロジスティクス株式会社	1,800 百万円	66.7 %	ロジスティクス (日本)
日通NECロジスティクス株式会社	380 百万円	70.0 %	ロジスティクス (日本)
株式会社NXワンビシアーカイズ	4,000 百万円	100.0 %	ロジスティクス (日本)
大阪倉庫株式会社	240 百万円	79.4 %	物流サポート
NXアメリカ株式会社	26,000 千USD	100.0 %	ロジスティクス (米州)
NX欧州有限会社	17,898 千EUR	100.0 %	ロジスティクス (欧州)
NX国際物流(中国)有限公司	127,500 千RMB	100.0 %	ロジスティクス (東アジア)
NX南アジア・オセアニア株式会社	450,677 千SGD	100.0 %	ロジスティクス (南アジア・オセアニア)

(注) 1. 議決権比率は間接所有割合を含んでおります。

2. 各会社の主要な業務内容につきましては、後記の(7) 主要な事業内容をご参照ください。

② 重要な関連会社の状況

会社名	資本金または出資金	議決権比率	主要な事業内容
NX・TCリース&ファイナンス株式会社	1,000 百万円	49.0 %	物流サポート

事業報告

(7) 主要な事業内容 (2023年12月31日現在)

NIPPON EXPRESSホールディングスグループの主要な事業内容は以下のとおりであります。

ロジスティクス事業

報告セグメント	主要製品およびサービス	主要業務
日本	鉄道取扱、自動車運送、積合せ貨物、航空運送、海運、引越・移転、倉庫・流通加工、工場内作業、情報資産管理、不動産賃貸、美術品、重量品建設	鉄道利用運送業、貨物自動車運送業、利用航空運送業、海上運送業、港湾運送業、倉庫業、工場内運搬作業、情報資産管理業、不動産業
米州	航空運送、海運、倉庫・流通加工、引越・移転、自動車運送	利用航空運送業、港湾運送業、倉庫業、貨物自動車運送業
欧州	鉄道取扱、航空運送、海運、倉庫・流通加工、引越・移転、自動車運送	鉄道利用運送業、利用航空運送業、港湾運送業、倉庫業、貨物自動車運送業
東アジア	鉄道取扱、航空運送、海運、倉庫・流通加工、引越・移転、自動車運送	鉄道利用運送業、利用航空運送業、港湾運送業、倉庫業、貨物自動車運送業
南アジア・オセアニア	鉄道取扱、航空運送、海運、倉庫・流通加工、引越・移転、自動車運送、重量品建設	鉄道利用運送業、利用航空運送業、港湾運送業、倉庫業、貨物自動車運送業、重量物運搬架設設置業

警備輸送事業

報告セグメント	主要製品およびサービス	主要業務
警備輸送	警備輸送	警備業、貨物自動車運送業

重量品建設事業

報告セグメント	主要製品およびサービス	主要業務
重量品建設	重量品建設	重量物運搬架設設置業

物流サポート事業

報告セグメント	主要製品およびサービス	主要業務
物流サポート	石油等販売、その他販売、不動産、ファイナンス、その他	物流機器・包装資材・梱包資材・車両・石油・LPガス等の販売業、車両整備、保険代理店業、不動産の仲介・設計・監理・管理業、調査・研究業、ロジスティクスファイナンス事業、労働者派遣業

■ 事業報告

(8) 主要拠点 (2023年12月31日現在)

① 国内の主要拠点

当 社	本 社	東京都千代田区神田和泉町2番地
国内子会社		日本通運株式会社 (東京都千代田区)、NX商事株式会社 (東京都港区)、NXキャッシュ・ロジスティクス株式会社 (東京都千代田区)、NXキャピタル株式会社 (東京都千代田区)、NXキャリアロード株式会社 (東京都港区)、NX・NPロジスティクス株式会社 (摂津市)、日通NECロジスティクス株式会社 (川崎市)、株式会社NXワンビシアーカイブズ (東京都港区)、大阪倉庫株式会社 (大阪市) など

② 海外の主要拠点

海外子会社		NXアメリカ株式会社 NIPPON EXPRESS U.S.A.,INC. (アメリカ) NX欧州有限会社 NIPPON EXPRESS EUROPE GmbH (ドイツ) NX国際物流 (中国) 有限公司 NIPPON EXPRESS (CHINA) CO.,LTD. (中国) NX南アジア・オセアニア株式会社 NIPPON EXPRESS (SOUTH ASIA & OCEANIA) PTE.,LTD. (シンガポール) など
-------	--	---

■ 事業報告

(9) 従業員の状況 (2023年12月31日現在)

企業集団の従業員の状況

事業	従業員数	対前連結会計年度増減
ロジスティクス	61,516 名	289 名
警備輸送	7,071 名	618 名
重量品建設	946 名	△13 名
物流サポート	4,631 名	85 名
全社 (共通)	274 名	△23 名
合計	74,438 名	956 名

(注) 1. 上記人数は就業員数であります。

2. 臨時従業員の期中平均雇用人数は、ロジスティクスにおいては8,946名、警備輸送においては877名、重量品建設においては81名、物流サポートにおいては1,067名であります。

(10) 主要な借入先の状況 (2023年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	73,344 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	28,832 百万円
株式会社三井住友銀行	17,192 百万円
株式会社日本政策投資銀行	10,000 百万円
朝日生命保険相互会社	5,400 百万円

2. 会社の株式に関する事項（2023年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数	340,000,000株
(2) 発行済株式の総数	90,599,225株
(3) 株主数	51,240名
(4) 大株主	

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	千株 12,753	% 14.5
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	千株 6,549	% 7.4
朝日生命保険相互会社	千株 5,601	% 6.4
NX持株会	千株 4,073	% 4.6
損害保険ジャパン株式会社	千株 3,567	% 4.1
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	千株 2,850	% 3.2
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	千株 1,519	% 1.7
J P モルガン証券株式会社	千株 1,433	% 1.6
J P MORGAN CHASE BANK 385781	千株 928	% 1.1
日野自動車株式会社	千株 844	% 1.0

(注) 1. 当社は、自己株式2,563千株を保有しておりますが、上記の大株主からは除外しております。
2. 上記の持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

役員区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	1,500 株	2 名
社外取締役	— 株	— 名
監査役	— 株	— 名

(注) 上記株式は、2022年12月31日をもって退任した取締役に対し、業績連動型株式報酬として交付されたものとなります。なお、業績連動報酬等の詳細は後記の3. 会社役員に関する事項の(4) 取締役および監査役の報酬等の額をご参照ください。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（2023年12月31日現在）

地位	担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役会長	取締役会議長	渡 邊 健 二	
代表取締役社長 (社長執行役員)	最高経営責任者	齋 藤 充	
取 締 役 (執 行 役 員)	経営企画部担当兼経営 企画部長	赤 石 衛	
取 締 役		安 岡 定 子	安岡定子事務所代表
取 締 役		柴 洋 二 郎	株式会社ブリヂストン社外取締役
取 締 役		伊 藤 ゆ み 子	イトウ法律事務所代表 株式会社神戸製鋼所社外取締役
常 勤 監 査 役		有 馬 重 樹	
常 勤 監 査 役		溝 田 浩 司	
監 査 役		野 尻 俊 明	学校法人日通学園理事長
監 査 役		青 木 良 夫	公認会計士 青木良夫事務所所長 新日本電工株式会社社外監査役
監 査 役		讃 井 暢 子	

- (注) 1. 取締役 安岡定子、柴洋二郎および伊藤ゆみ子の各氏は、社外取締役であり、また、各氏とも独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
 2. 監査役 野尻俊明、青木良夫および讃井暢子の各氏は、社外監査役であり、また、各氏とも独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
 3. 監査役 青木良夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 社外取締役および社外監査役の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外役員である各取締役および各監査役は、定款に基づき、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める額となります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者の範囲は、当社ならびに子会社および関係会社の一部の取締役、監査役および執行役員であり、当該保険契約により被保険者が負担することになる会社訴訟および株主代表訴訟等により被保険者が負担することになる損害賠償金や訴訟費用等を補填することとしており、被保険者の全ての保険料を各社が負担しております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役および監査役の報酬等の額

① 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額				対象となる 役員の員数
		固定報酬	業績連動報酬 賞与	株式報酬	その他	
取締役	357百万円	242百万円	81百万円	17百万円	16百万円	8名
(うち社外取締役)	(42百万円)	(42百万円)	—	—	—	(4名)
監査役	94百万円	90百万円	—	—	3百万円	5名
(うち社外監査役)	(33百万円)	(33百万円)	—	—	—	(3名)
合計	451百万円	332百万円	81百万円	17百万円	19百万円	13名
(うち社外役員)	(76百万円)	(76百万円)	—	—	—	(7名)

- (注) 1. 上記には、2023年3月30日開催の第1回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）を含んでおります。
2. 当社設立の日から2023年12月末日で終了する事業年度にかかる定時株主総会終結の時までの取締役の報酬等のうち金銭で支給するものの総額は、当社定款附則第2条第1項において年額660百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と定めております。当該定款施行時の取締役の員数は9名です。
3. 当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する報酬等のうち、当社設立の日から2023年12月末日で終了する事業年度までの期間を対象とする株式報酬制度につきましては、当社定款附則第2条第2項に定めておりますが、上記株式報酬につきましては、当該制度に基づき当事業年度に計上した引当金の額であり、実際の支給総額とは異なります。
4. 当社設立の日から2023年12月末日で終了する事業年度にかかる定時株主総会終結の時までの監査役の報酬等の総額は、当社定款附則第3条において年額120百万円以内と定めております。当該定款施行時の監査役の員数は5名です。
5. その他につきましては、役員に提供している社宅の会社負担額等であります。

② 業績連動報酬等に関する事項

当社の役員報酬は基本報酬と業績連動報酬により構成されており、業績連動報酬は期待される職務を基準にその成果・業績に対して処遇するものであり、役位が高いほど業績連動報酬の割合が高くなるよう設定することにより、高い役位に対して高い成果・業績責任を求める内容となっております。また、業績連動報酬である賞与および株式報酬は、役位別に設定された基準額により配分される仕組みとなっております。

業績連動報酬に係る指標は、短期業績連動報酬としての賞与につきましては、担う役割に応じた単年度の業績および業績に対する貢献度を高めるため、単年度の営業利益額の目標値に対する達成度合いを指標とし、経営課題への取組状況等を勘案して決定しております。中長期業績連動報酬としての業績連動型株式報酬につきましては、連結売上高、連結営業利益、連結ROE等を指標としております。

業績連動型株式報酬は、経営計画の目標の達成度に対してインセンティブを付与することを目的とした報酬であり、同計画にて経営目標として掲げていることから、当該指標を選定しております。業績連動型株式報酬は、ポイントでの管理が基本となっており、1ポイント＝当社株式の1株を基準としております。毎年、役位毎の株式報酬額を制度基準株価で除した数を、制度対象者に基準ポイントとして付与しております。また、評価対象期間は当社の経営計画と同じ事業年度とし、経営計画と合わせた業績評価指標を設定して事業年度毎に評価を行います。基準として設定した業績目標の達成度に対応する水準を100%とし、事業年度毎および評価対象期間終了後に行う中期業績評価全体で0%～150%の範囲でポイントを増減させ、最終的な評価を行い、ポイントを決めます。経営計画の対象期間終了後、決定したポイントと同数の株式を交付いたしますが、株式交付の内容につきましては、制度対象者が保有しているポイントの半数に対応する数の当社株式（単元未満株式は切捨て）を交付し、残りのポイントに対応する数の当社株式につきましては、所得税等の納税に用いるために売却し、納税後の残額を制度対象者に給付いたします。

なお、賞与ならびに業績連動型株式報酬に係る指標の当事業年度における実績は、目標である予算数値に対して、連結売上高につきましては91.56%、連結営業利益につきましては69.16%、連結ROEにつきましては59.00%となっております。

③非金銭報酬等の内容

当社が導入している業績連動型株式報酬の内容は、上記②のとおりとなります。その交付状況は、2022年12月31日をもって退任した取締役に対し当社株式1,500株を交付しております。また、上記①の「その他」の内容につきましては、役員に提供している社宅の会社負担額等になります。

④取締役および監査役の報酬等について

取締役の報酬等のうち総額は、当社設立の日から2023年12月末日で終了する事業年度にかかる定時株主総会終結の時までの取締役の報酬等のうち金銭で支給するものの総額について、当社定款附則第2条第1項において年額660百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と定めております。当該定款施行時の取締役の員数は9名です。監査役の報酬等の総額は、当社設立の日から2023年12月末日で終了する事業年度にかかる定時株主総会終結の時までの監査役の報酬等の総額について、当社定款附則第3条において年額120百万円以内と定めております。当該定款施行時の監査役の員数は5名です。

また、上記報酬総額とは別枠で、中長期的な会社業績ならびに企業価値の向上に対する貢献意識を高めることを目的とする取締役および執行役員（社外取締役および国外居住者を除く）を対象とした業績連動型株式報酬制度の導入について、当社定款附則第2条第2項に定めております。当該定款施行時の取締役の員数は社外取締役3名を除く6名です。

⑤取締役等の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、役員の報酬等の重要な事項に関して独立社外取締役の意見を得るため、委員の4名中3名を独立社外取締役とする任意の報酬・指名諮問委員会を設置しております。当社の役員報酬の方針につきましては、報酬・指名諮問委員会の審議、答申を踏まえ、2023年11月16日開催の取締役会において「取締役および執行役員の報酬基準額の改定ならびに報酬決定プロセスの件」を決議しており、役員報酬の方針につきましては下記のとおりとなります。

ア. 基本方針

- (i) 企業理念を实践する優秀な人財を確保でき、役割や責任の大きさに見合った報酬水準とする。
- (ii) 中長期にわたる持続的な成長やサステナブルな企業価値の向上への動機づけ、貢献を促す報酬体系とする。
- (iii) すべてのステークホルダーに説明が可能な、公正性、合理性の高い報酬制度とする。

イ. 報酬構成

- (i) 役員の報酬は、固定報酬である基本報酬と、目標の達成度に応じて変動する業績連動報酬で構成する。
- (ii) 社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみで構成する。

ウ. 基本報酬

役員の基本報酬額は、外部専門機関の調査に基づく他社水準を考慮し、役割に応じて決定する。

エ. 業績連動報酬

- (i) 短期業績連動報酬として、単年度の目標を指標とした賞与を支給する。

(ii) 中長期業績連動報酬として、中期経営計画の達成度や企業価値（株式価値）の向上に連動する株式報酬を支給する。

当社の取締役の報酬につきましては、固定報酬である基本報酬は月額を毎月支給、短期業績連動報酬である賞与は、就任後1年以内の決算期に関する定時株主総会終結の時に支給しております。なお、監査役の報酬額につきましては監査役の協議により決定しております。

⑥ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、報酬・指名諮問委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会としてもその答申内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

⑦ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2023年3月30日開催の取締役会にて代表取締役社長齋藤充（現代表取締役会長）に取締役の個人別報酬額の具体的な内容の決定を委任する旨の決議をしております。委任する権限の内容は、定款附則に定められた報酬枠内で、予め、報酬・指名諮問委員会で審議され定められた取締役報酬の設定基準に従い、各取締役の基本報酬の額および賞与の評価配分の決定となります。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

(5) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

社外役員	出席回数		主な活動状況
	取締役会	監査役会	
取締役 安岡 定子	19回中19回 (100%)	—	論語の研究など教育者としての深い教養と豊富な経験から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っていただくなど、業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。また、上記のほか、当社の経営陣幹部の人事などを審議する報酬・指名諮問委員会の委員として、委員会に参加し、積極的に意見を述べていただきました。
取締役 柴 洋 二 郎	19回中19回 (100%)	—	豊富な企業経営の経験と、その経験にもとづく企業統治への高い見識から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っていただくなど、業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。また、上記のほか、当社の経営陣幹部の人事などを審議する報酬・指名諮問委員会の委員として、委員会に参加し、積極的に意見を述べていただきました。
取締役 伊 藤 ゆみ子	14回中14回 (100%)	—	弁護士としての高度な専門知識と多様な背景を持つ複数企業での幅広い実務経験から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っていただくなど、業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。また、上記のほか、当社の経営陣幹部の人事などを審議する報酬・指名諮問委員会の委員として、委員会に参加し、積極的に意見を述べていただきました。

(注) 伊藤ゆみ子氏の取締役会出席回数は、2023年3月30日の就任以降に開催された取締役会のみを対象としております。

社外役員	出席回数		主な活動状況
	取締役会	監査役会	
監査役 野尻俊明	19回中19回 (100%)	9回中9回 (100%)	監査役会において、学識経験者としての専門的知識と教育機関の組織運営者としての見識を活かし、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、取締役会においては、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。
監査役 青木良夫	19回中19回 (100%)	9回中9回 (100%)	監査役会において、公認会計士としての豊富な経験と、財務・会計に関する専門的知見を活かし、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、取締役会においては、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。
監査役 讃井暢子	19回中19回 (100%)	9回中9回 (100%)	監査役会において、経営者団体における労働分野の国際的ルール策定、企業の海外展開に資する政策提言の策定等の経験に基づく国際分野等に関する専門的知見を活かし、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、取締役会においては、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名 称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

① 当社が支払うべき報酬等の額	百万円 659
② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	百万円 1,026

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額には、これらの合計額を記載しております。
3. 当社の一部の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である会計に関する助言業務等を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要事項の一つと認識し、経営基盤、財務体質強化に向けた内部留保の確保に留意しつつ、利益状況、配当性向等を総合的に勘案して、中間配当および期末配当の年2回の配当を実施することを基本方針としております。また、経営計画「NXグループ経営計画2023－非連続な成長“Dynamic Growth”－」における資本政策として、配当性向30%以上、総還元性向50%以上（2019～2023年度累計）としております。

これらの方針のもと、当事業年度の期末配当につきましては、2024年3月1日開催の取締役会により、次のとおり剰余金の処分に関する決議をいたしました。これにより、中間配当金（6月30日基準日配当）1株につき150円を含めた年間配当は、1株につき300円となりました。

なお、当社は、定款において剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができる旨定めております。

（1）配当財産の種類

金銭

（2）株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金150円 総額 13,205,415,300円

（3）剰余金の配当が効力を生じる日

2024年3月12日

（備考）

本事業報告に記載の金額および株式数につきましては、表示単位未満の端数を切り捨てて表示し、比率、基本的1株当たり当期利益、1株当たり親会社所有者帰属持分、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結財政状態計算書（借方）（2023年12月31日現在）

（単位：百万円）

	科 目	金額
資産の部		
流動資産		
現金及び現金同等物		315,076
営業債権及びその他の債権		424,054
棚卸資産		10,680
未収法人所得税		20,771
その他の金融資産		88,139
その他の流動資産		36,941
小計		895,663
売却目的で保有する非流動資産		428
流動資産合計		896,091
非流動資産		
有形固定資産		535,583
投資不動産		68,529
のれん及び無形資産		73,561
使用権資産		354,021
持分法で会計処理されている投資		42,185
その他の金融資産		113,273
繰延税金資産		16,429
その他の非流動資産		7,438
非流動資産合計		1,211,024
資産合計		2,107,116

（注）記載金額は、百万円未満切り捨てにより表示しております。

連結財政状態計算書（貸方）

（2023年12月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
負債の部		資本の部	
流動負債		親会社の所有者に帰属する持分	
営業債務及びその他の債務	214,044	資本金	70,175
社債及び借入金	61,782	資本剰余金	23,267
リース負債	111,730	自己株式	△20,542
その他の金融負債	84,385	その他の資本の構成要素	92,625
未払法人所得税	7,628	利益剰余金	634,536
引当金	10,419	親会社の所有者に帰属する持分合計	800,062
その他の流動負債	101,100	非支配株主持分	17,743
流動負債合計	591,092	資本合計	817,806
非流動負債			
社債及び借入金	255,975		
リース負債	304,896		
その他の金融負債	19,123		
退職給付に係る負債	93,864		
引当金	10,832		
繰延税金負債	6,000		
その他の非流動負債	7,524		
非流動負債合計	698,217		
負債合計	1,289,309	負債及び資本合計	2,107,116

（注）記載金額は、百万円未満切り捨てにより表示しております。

連結損益計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上収益	2,239,017
売上原価	2,011,471
売上総利益	227,545
販売費及び一般管理費	146,288
その他の収益	16,317
その他の費用	39,262
持分法による投資損益	1,786
営業利益	60,098
金融収益	7,352
金融費用	6,242
税引前利益	61,208
法人所得税費用	26,096
当期利益	35,111
当期利益の帰属	
親会社の所有者	37,050
非支配持分	△1,938
当期利益	35,111
1株あたり当期利益	
基本的1株当たり当期利益(円)	418.58

(注) 記載金額は、百万円未満切り捨てにより表示しております。

貸借対照表（借方）（2023年12月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金額	科 目	金額
資産の部		投資その他の資産	
流動資産		投資有価証券	47,982
現金及び預金	402	関係会社株式	428,354
営業未収入金	5,348	出資金	2,000
関係会社短期貸付金	14,926	関係会社出資金	141,034
未収入金	2,724	その他	15
未収還付法人税等	4,788	投資その他の資産合計	619,386
前渡金	3,126	固定資産合計	620,171
前払費用	755		
その他	310		
流動資産合計	32,384		
固定資産			
有形固定資産			
車両運搬具	61		
減価償却累計額	△21		
車両運搬具（純額）	40		
工具、器具及び備品	54		
減価償却累計額	△16		
工具、器具及び備品 （純額）	37		
有形固定資産合計	78		
無形固定資産			
ソフトウェア	555		
その他	150		
無形固定資産合計	706		
		資産合計	652,556

（注）記載金額は、百万円未満切り捨てにより表示しております。

■ 計算書類

貸借対照表（貸方）（2023年12月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
負債の部	
流動負債	
営業未払金	1,763
関係会社短期借入金	8,485
未払金	3,969
未払費用	801
預り金	172
賞与引当金	283
その他	119
流動負債合計	15,596
固定負債	
社債	130,000
関係会社長期借入金	60,000
役員株式給付引当金	263
繰延税金負債	10,628
固定負債合計	200,892
負債合計	216,488

科目	金額
純資産の部	
株主資本	
資本金	70,175
資本剰余金	
資本準備金	26,908
その他資本剰余金	250,235
資本剰余金合計	277,143
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	83,488
利益剰余金合計	83,488
自己株式	△20,542
株主資本合計	410,264
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	25,803
評価・換算差額等合計	25,803
純資産合計	436,068
負債純資産合計	652,556

（注）記載金額は、百万円未満切り捨てにより表示しております。

損益計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金額
営業収益	72,446
販売費及び一般管理費	
人件費	4,829
減価償却費	172
広告宣伝費	3,469
租税公課	352
施設使用料	2,612
事務委託料	10,842
その他	2,169
販売費及び一般管理費合計	24,448
営業利益	47,997
営業外収益	
受取配当金	2,322
為替差益	366
雑収入	101
営業外収益合計	2,790
営業外費用	
支払利息	102
社債利息	360
その他金融費用	195
雑支出	101
営業外費用合計	759
経常利益	50,028
特別利益	
投資有価証券売却益	22,412
特別利益合計	22,412
特別損失	
関係会社株式評価損	11,443
ブランドシンボル変更費用	6,840
特別損失合計	18,283
税引前当期純利益	54,157
法人税、住民税及び事業税	4,599
法人税等調整額	△236
法人税等合計	4,363
当期純利益	49,793

(注) 記載金額は、百万円未満切り捨てにより表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年2月26日

NIPPON EXPRESSホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中川正行
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 土畠真嗣
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宇治川雄士
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、NIPPON EXPRESSホールディングス株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、NIPPON EXPRESSホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年2月26日

NIPPON EXPRESSホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中川正行
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 土畠真嗣
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宇治川雄士
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、NIPPON EXPRESSホールディングス株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第2期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第2期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を確認いたしました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。特に、重要な子会社4社の内部監査部門が実施した結果および海外4リージョン駐在の内部監査部門が実施した結果について、情報共有しました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2024年2月27日

NIPPON EXPRESSホールディングス株式会社
監査役会

常勤監査役	有馬重樹	㊟
常勤監査役	溝田浩司	㊟
監査役	野尻俊明	㊟
監査役	青木良夫	㊟
監査役	讃井暢子	㊟

(注) 監査役 野尻俊明、監査役 青木良夫、監査役 讃井暢子は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める
社外監査役であります。

以上

定時株主総会会場ご案内図

会場

NIPPON EXPRESSホールディングス株式会社 NXグループビル（2階NXホール）
東京都千代田区神田和泉町2番地



交通

JR線・つくばエクスプレス「秋葉原駅」(昭和通り口)
東京メトロ日比谷線「秋葉原駅」(1番出口)
都営地下鉄新宿線「岩本町駅」(A4出口)
JR線「浅草橋駅」(西口改札)
都営地下鉄浅草線「浅草橋駅」(A2出口)

徒歩約 6分
徒歩約 6分
徒歩約 9分
徒歩約 7分
徒歩約 10分

- お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。
- 会場につきましては、上記神田和泉町のNXグループビルとなります。東新橋（汐留）の旧日本通運本社ビルではございませんので、ご注意ください。